

条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第二十六号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立浦和工業高等学校の項中「埼玉県立浦和工業高等学校」を「埼玉県立大宮科学技術高等学校」に、「桜区西堀五丁目千二百七十番地一」を「北区本郷町千九百七十番地」に改め、同表埼玉県立大宮工業高等学校の項及び埼玉県立皆野高等学校の項を削り、同表埼玉県立和光高等学校の項中「埼玉県立和光高等学校」を「埼玉県立和光国際高等学校」に、「新倉三丁目二十二番一号」を「広沢四番一号」に改め、同表埼玉県立越生高等学校の項中「埼玉県立越生高等学校」を「埼玉県立越生翔桜高等学校」に改め、同表埼玉県立八潮高等学校の項中「埼玉県立八潮高等学校」を「埼玉県立八潮フロンティア高等学校」に、「大字鶴ヶ曽根六百五十番地」を「大字南川崎字根通五百十九番地一」に改め、同表埼玉県立岩槻北陵高等学校の項、埼玉県立鳩山高等学校の項、埼玉県立八潮南高等学校の項及び埼玉県立和光国際高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。